

# 後期高齢者医療制度保険料の 仮徴収のお知らせ

●問い合わせ 税務課保険税係  
☎53-2111  
(内線223・224)

保険料には、年金から天引きで納める「特別徴収」と納付書や口座振替で納める「普通徴収」があります。

次の①か②に該当する人は、4月の年金から後期高齢者医療制度の保険料の納付(特別徴収)が始まります。

なお、平成27年度の保険料から仮に算定した額で4・6・8月の年金から天引きされます。(平成28年度の確定保険料額は、7月にお知らせします)

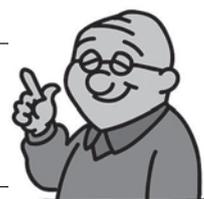


## ■対象者

- ・年金額が年間18万円以上の人
- ・介護保険料が年金から天引きされている人
- ・後期高齢者医療制度に加入し、天引きする介護保険料額と後期高齢者医療保険料額の合計が1回の年金額の1/2を超えない人

### ①平成27年4月2日から10月1日までの間に加入した人

平成27年度の年間保険料額を1年間の年金支給回数(6回)で割った額が年金から天引きされます。3月末に個別にお知らせしています。



### ②平成28年2月の年金から保険料が天引きされた人

2月に天引きされた保険料と同じ金額が4・6・8月の年金から天引きされます。

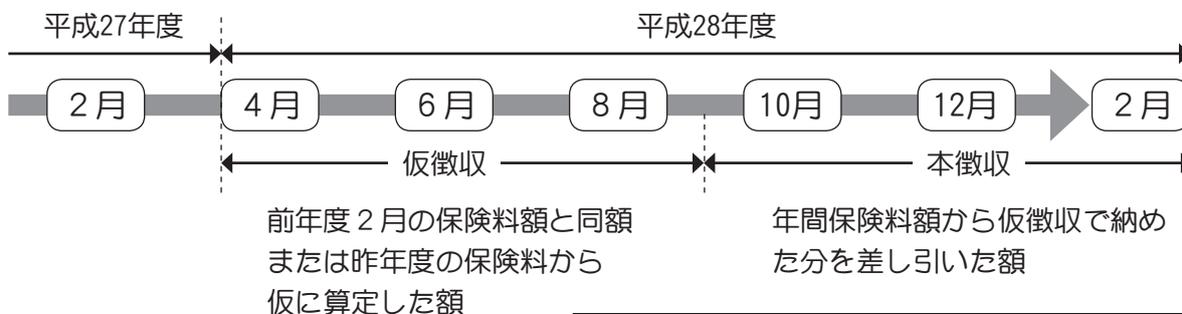
なお、個別にはお知らせしませんので、保険料額は、昨年7月に送付した「後期高齢者医療保険料納入通知書」などでご確認ください。



### ※平成27年10月2日から平成28年2月1日までの間に加入した人について

平成27年10月2日から12月1日の間に加入した人は6月から、12月2日から平成28年2月1日の間に加入した人は8月から保険料の納付が始まります。

## 納付のイメージ



### 納付書または口座振替の人

納付は7月からとなります。7月中旬に平成28年度の確定保険料額をお知らせします。

### ご注意：年金から天引きできない場合があります

前々年度の保険料額より前年度の保険料が安かったなどの理由で、2月の年金の前に納付が済んだ人は、4月の年金から天引きができなくなり、一時的に普通徴収で納付することになる場合があります。